



# くらしのほっと通信

P.2~3  
利殖商法 悪質業者の手口  
P.4  
消費生活センター紹介

## もう「必ず儲かる」は、あぶない!!



高齢者を狙った悪質商法は後を絶ちません。最近では、<sup>たく</sup>巧みな勧誘で高額な金融商品の契約をさせる「利殖商法」のトラブルが増えています。老後のための大切な資産を守るためには手口を知って、あやしい話はきっぱり断りましょう。

### 高齢者はなぜ狙われる!?

#### 高齢者

##### 「お金」「健康」「孤独」の不安

- 先行きが心配で少しでも蓄えを増やしたい
- 自宅に一人でいることが多い  
独居・高齢者のみ世帯の増加  
情報不足になりがち
- 加齢による判断力の低下  
人を信じやすい  
だまされたことに気づきにくい  
被害にあっても相談しない



#### 悪質業者



今だけ!  
あなただけ!

もうかる話、  
よい話

電話・訪問

断れない  
話し相手

- 不安をあおる
- 強引に勧める
- 契約を急がせる
- 親切をよそおう

#### 利殖商法

利殖になることを強調して投資や出資を勧誘する商法

以前から 未公開株や社債、商品相場、和牛預託など

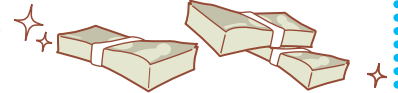
最近では 鉱山の採掘権、外国通貨、老人ホーム利用権、土地使用権  
水資源投資、CO<sub>2</sub> 排出権取引 など

悪質業者の手口は中面をご覧ください

### 要注意

## 海外宝くじ

外国から高額な賞金が当たったかのような封書が届く「海外宝くじ」の相談も多くなっています。



#### 事例

突然、カナダから8700万円の宝くじが当選したと手紙が届いた。返送しないと権利放棄になる、手数料3000円を現金で送るか、クレジットカード番号を書くようにとある。返送しても大丈夫か。(70歳代 男性)

#### アドバイス

申込みをしていない宝くじに当選することはありません。届いた書類をよく読むと、宝くじ購入の申込みになっていますが、業者が本当に購入しているかどうかはわかりません。現金を送っても当選金は払われず、クレジットカード番号を知らせて毎月料金が引落とされたケースもあります。返送はしないで無視しましょう。

日本国内で海外宝くじを買うことは法律で禁止されています。(刑法187条:賭博及び富くじに関する罪)

相談

月  
金

052-222-9671  
052-222-9674  
052-223-3160

消費生活相談・金融商品等特別相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土  
日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

# 利殖商法 ～悪質業者の手口～ 契約までのやりとり

## 事例 あやしい社債

勧誘

✉️ **ダイレクトメール**

知らない会社A社からパンフレットが届いた。太陽光発電事業の会社の社債とある。

📞 **電話**

A社から「資料が届いているはずですが見て頂けましたか？」

📞 **電話**

今度はB社から「A社は将来性があります。個人しか買えないので買ってくれば数倍で買い取ります」

よくあるやりとり

勧誘

ここで断るのが一番、効果的!!

### 1 自宅へ電話勧誘

あなたが選ばれました。今だけのチャンス。

銀行に預けていても、ふえませんよ。値上がり確実です。

あなたは〇〇を買う権利があります。

資料を送りますので見てください。

〈劇場型〉の場合

別業者と名乗り電話が入る

〇〇の資料が届いていませんか？

代わりに買ってくれば、〇倍で買い取ります。

! 了承すると、そのまま契約

### 2 しつこい勧誘

#### ●再度の電話

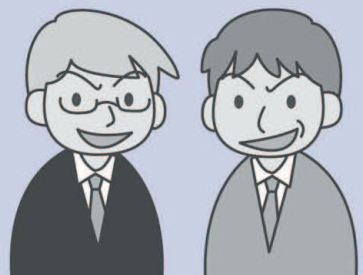
- 「ぜひ説明させて頂きたい」「興味を持って頂けましたか」
- ・毎日、電話があることも

#### ●ダイレクトメール

- ・資料や説明書、申込書が届く
- ・電話より先に届く場合もあり

#### ●訪問

- ・電話とは違う人の来訪や上司などと2～3人の場合あり
- ・長時間いすわる(契約するまで帰らない)
- ・早朝や夜にも頻繁に来訪
- ・お土産を持ってくることも



以前、未公開株などで被害にあった方へ勧誘をする事例が増えているよ。安易に信用しないでね!!



業者によっては突然自宅へ訪問してくることも!





## 契約

買い取って  
くれるならと思い  
A社へ10口分の  
200万円を振り込んだ。

## 契約後

A社とB社からの連絡はなくなり、  
携帯へ電話をかけたが出ないので  
会社へ電話すると  
「使われておりません」と流れた。  
説明されたように買い取ってもらえない。



## 契約

## 契約後

### 3 契約(電話&訪問)

- ・支払いのお金を用意するために  
担当者が銀行等へ送り迎え
- ・「事務所を見に来てください」と  
言われて車に乗せられ、事務所で契約
- ・「儲かってから話せばよい」と言われ  
家族には内緒で契約



### 4 契約後の対応

「〇月〇日に〇倍にして返します」  
「明日、返金の約束でしたが急な出張で  
(または交通事故にあって)行けなくなった」  
・話を引きのばされて返金されない

その内、業者と  
連絡不能に!!



さらに勧誘  
(二次被害)

「損した分を取り戻せます」  
〈被害回復型〉  
「返金手続きの代行をします」



### ●次々と契約するワケは…

- ・担当者の親切でやさしい態度に、親しみがわく
- ・担当者に頼まれると、子どもや孫のようで断れなくなる。  
応援したくなり、さらに契約
- ・損害を取り戻そうと思い、業者の言うままにしまう

さらに勧誘  
(次々販売)

前よりも更に  
いい条件の  
話があります。



ノルマがあるので  
助けてほしい。

あと100万円  
追加すると  
3倍になります。

了承してしまうと  
再び **契約(電話&訪問)** に…  
「担当が変わりました」と別業者から  
電話がくる場合もあり。

## 要注意

一旦、払ったお金を取り戻すのは容易ではありません。業者と連絡が取れなくなると返金は困難です。**よくわからない投資、契約をするのは危険です。**おかしいと思ったら早めに消費生活センターへご相談ください。



消費生活センターってどこにあるの？



伏見の白川公園の西側、  
1Fが中消防署のビルにあります。

**11F** 相談コーナー  
くらしの情報プラザ

**10F** テスト室 研修室  
消費者開放試験室

### 交通のご案内

- 地下鉄「伏見」  
⑥番出口から  
南へ350m
- 地下鉄「大須観音」  
④番出口から  
北へ450m



それぞれのお部屋ではどんなことをしているの？

## 相談コーナー

消費生活相談員が消費者と事業者の間のトラブル解決に向けてお手伝いします。  
相談は無料で秘密は厳守します



もしも、相談したいことがあるんですが...



## テスト室

苦情・相談のあった商品などについてテストをしています



▲持ち込まれた衣類をマイクロスコープで拡大中です



うわあ！電子レンジの中が燃えているよ



◀電子レンジでスパークするニンジン (センターHPで動画配信中)

## いろいろな講座

消費者問題に関心をもってもらうための講座をおこなっています



くらしのゼミナール



▲職場体験



▲出張講座

親子教室▶

## くらしの情報プラザ

消費生活に関する情報の収集と提供、グループ活動の場を提供しています。  
DVDや図書の貸出もしています



DVD「気づくことからじまる見守り」

DVDは視聴もできるんだね



## 利用のご案内

### 相談室

受付時間 月～金曜日  
9:00～16:15  
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9671** 消費生活相談・金融商品等特別相談

TEL **052-222-9674** 架空請求ホットダイヤル

TEL **052-223-3160** サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日  
9:00～16:15  
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9690** 土・日テレフォン相談

※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。  
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

### くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日  
9:00～17:00  
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9677**

※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

### 名古屋市消費生活センター

〒460-0008  
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。  
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。